

第54期

定時株主総会 招集ご通知

日時 令和4年6月29日（水曜日）
午前10時30分（受付開始 午前9時45分）

場所 大阪市天王寺区^{うえしお}上汐5丁目6番25
大阪市立男女共同参画センター
中央館 クレオ大阪中央

郵送による議決権行使期限
令和4年6月28日（火曜日）午後5時まで

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件（株主総会参考書類等の電子提供措置の導入）
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役1名選任の件

目次	ごあいさつ	1
	議決権行使のご案内	2
	第54期定時株主総会招集ご通知	3
	株主総会参考書類	4
	事業報告	11
	連結計算書類	25
	計算書類	27
	監査報告書	29



SRS HOLDINGS

新型コロナウイルス感染症が流行しておりますので、感染の回避のため、当日のご来場の自粛をご検討ください。

株主総会にご出席される株主様は、マスク着用などの感染予防対策にご配慮をお願いいたします。なお、体調不良と思われる株主様のご入場をお断りする場合があります。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

SRS ホールディングス 株式会社

ごあいさつ



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ここに第54期定時株主総会「招集ご通知」（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）をお届けいたします。

当社グループは「私たちは、食を通じて社会に貢献します。」というフィロソフィー（企業哲学）のもと、和食を中心としたレストランチェーンとして、創業以来一貫して食のビジネスを展開してきました。特にこの数年間は、人々の生活に必要な不可欠な「食の社会的インフラ」として、多様なお客様に価値を提供できる企業となるべく、中価格帯に位置づけられる和食レストラン業態「和食さと」や回転寿司業態「にぎり長次郎」を中心としたそれまでの店舗構成から、より日常的に楽しんでもらえることを重視したファストカジュアルの天丼業態や、とんかつ専門店、定食業態などの出店を拡充することで、幅広い顧客層と多様な食のニーズに応えられる、裾野の広いピラミッド型の店舗構成にポートフォリオを変革してきました。

コロナ禍の影響によって食の世界でもさまざまなニーズの変化が起きていますが、少子高齢化やデジタル技術の進展、ライフスタイルの変化など、外食産業を取り巻く環境も、大きく変化し続けています。そして、この目まぐるしい変化のなかで「食の社会的インフラ」としての存在感をさらに高めていくことが、当社グループに課せられた使命であると考えています。また、コロナ禍の影響によって、私たちの提供してきた価値の重要性や「社会的インフラ」としての存在意義が、図らずも鮮明になったのではないかと思います。家事の負担なく日常的な食をとれることの価値は、ウィズコロナ、アフターコロナの時代と言われる今後もさらに高まっていくでしょう。それは当社グループの事業が「社会的インフラ」としての重要度をさらに増していくことでもあります。そうした意味で、私たちはこれからも自信と誇りをもって多くのお客様に選ばれ、喜んでいただける商品やサービスの提供を通して持続的成長を目指してまいりますので、引き続き一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和4年6月
代表取締役 執行役員社長 重里政彦

フィロソフィー

私たちは、
食を通じて社会に貢献します。

経営理念



DREAM 【夢みる】

パートナーと共に、夢の実現をめざします。



ENJOY 【楽しむ】

カスタマーと共に楽しさを分かち合います。



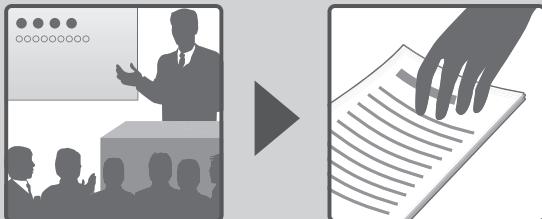
LOVE 【愛する】

コミュニティーを愛し、人びとと共に生きます。

議決権行使のご案内

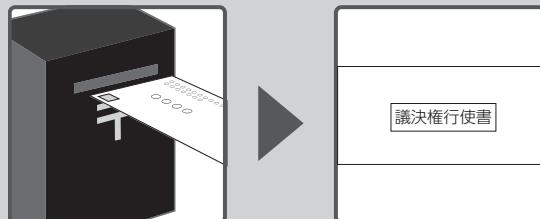
議決権行使には以下の2つの方法がございます。

1.株主総会へ出席する場合



議決権行使書を会場受付へ提出
(捺印は不要)

2.議決権行使書を郵送する場合



各議案の賛否をご表示のうえ投函
(お早めにご投函ください)

議決権行使書のご記入例

議決権行使書に、各議案の
賛否をご記入ください。

議決権行使書

第1・3号議案

議案について、賛成の方は **賛** を
否認の方は **否** を○で囲んでください。

第2号議案

全ての候補者に
賛成の場合 **» 賛** を○で囲んでください。
全ての候補者を
否認する場合 **» 否** を○で囲んでください。
一部の候補者を
否認する場合 **» 賛** を○で囲み、否認する候補者の
番号を欄内に記載してください。

※ 各議案につきまして、賛否の記載が無い場合、賛 の表示があったものとしてお取扱いいたします。

大阪市中央区安土町二丁目3番13号
大阪国際ビルディング30階
SRSホールディングス株式会社
代表取締役 執行役員社長 重里政彦

株主各位

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和4年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時** 令和4年6月29日（水曜日）午前10時30分（受付開始 午前9時45分）
- 2. 場 所** 大阪市天王寺区上汐^{うえしお}5丁目6番25
大阪市立男女共同参画センター 中央館 クレオ大阪中央
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）
- 3. 目的事項**
- 報告事項 - 1. 第54期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第54期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項 - 第1号議案 定款一部変更の件（株主総会参考書類等の電子提供措置の導入）
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任する場合には限られます。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となります。
- ◎ 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://srs-holdings.co.jp/>）の「IR情報：株主のみなさまへ：株主総会及び報告書」に掲載しておりますので、添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ①事業報告の会社の体制及び方針
②事業報告の会社の新株予約権等に関する事項
③連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
④計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://srs-holdings.co.jp/>)の「IR情報：株主のみなさまへ：株主総会及び報告書」に掲載させていただきます。
- ◎ 当日、当社の役員及び係員はクールビズ（ネクタイなし）にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される株主様は、マスク着用などの感染予防対策にご配慮をお願いいたします。なお、体調不良と思われる株主様のご入場をお断りする場合があります。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件（株主総会参考書類等の電子提供措置の導入）

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する付則第2条を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部</u></p>

現 行 定 款		変 更 案
付則 第1条	(条文省略) (新設)	<p>について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>付則 第1条 (現行どおり) (電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>3 本付則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

(注) 1. 電子提供制度について

株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主の皆様に対して当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主総会資料を提供することができる制度(以下「本制度」という。)です。本制度は上場会社に対して強制適用されることから、当社では、次年度の株主総会から本制度が適用され、原則として、株主の皆様のお手元に、株主総会資料をウェブサイトに掲載したこと及び当該ウェブサイトのアドレスを記載した簡易な招集通知をお届けすることになります。次年度以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。

2. 電子提供制度、書面交付請求のお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電子提供制度専用ダイヤル

0120-696-505 (受付時間:土・日・祝を除く平日9時~17時)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役3名の選任をお願いいたく存じます。

なお、本議案について監査等委員会で検討した結果、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当	取締役会出席状況
1	重里 政彦 再任	代表取締役執行役員社長 サトフードサービス株式会社代表取締役執行役員社長	13/13回 (100%)
2	重里 欣孝 再任	取締役会長	13/13回 (100%)
3	田中正裕 再任	取締役執行役員管理本部長	13/13回 (100%)

候補者番号

1



しげ さと まさ ひこ
重里 政彦

(昭和43年5月25日生)

所有する当社株式数
100,125株

再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

平成20年 5月 アリスタライフサイエンス株式会社退職
 平成20年 6月 当社入社
 平成20年 6月 社長室長
 平成21年 2月 執行役員郊外和食営業本部長
 平成22年 6月 取締役兼執行役員
 平成22年 7月 取締役兼執行役員 事業統括本部長
 平成26年 2月 取締役執行役員副社長 管理本部長
 平成28年 2月 取締役執行役員副社長
 平成29年 4月 代表取締役執行役員社長（現任）
 令和 2年 4月 サトフードサービス株式会社代表取締役執行役員社長（現任）

（重要な兼職の状況）

サトフードサービス株式会社代表取締役執行役員社長

【取締役候補者とした理由】

同氏は、当社事業統括本部長、管理本部長、副社長を務めるとともに、経営者として十分な実績、豊富な経験、高度な知識を有しており、当社の企業価値向上に資すると判断しましたので、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2



しげ さと よし たか
重里 欣孝
(昭和33年3月22日生)

所有する当社株式数
2,000,042株

再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

昭和62年 3月 当社入社
昭和62年 6月 取締役企画室長
平成 2年 4月 常務取締役商品本部長
平成 5年11月 代表取締役社長
平成14年 6月 代表取締役兼執行役員社長
平成26年 2月 代表取締役執行役員社長
平成29年 4月 取締役会長（現任）

【取締役候補者とした理由】

同氏は、長年にわたって当社代表取締役として、取締役会の決議を執行し、会社の業務を統括するとともに、経営者として十分な実績、豊富な経験、高度な知識を有しており、当社の企業価値向上に資すると判断しましたので、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3



た なか ま さ ひろ
田中 正裕
(昭和37年10月2日生)

所有する当社株式数
20,200株

再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

平成26年 1月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）
退職
平成26年 2月 当社入社
平成26年 2月 執行役員経営企画本部長
平成27年 6月 取締役執行役員 経営企画本部長
平成28年 2月 取締役執行役員 管理本部長（現任）

【取締役候補者とした理由】

同氏は、経営企画本部長を務めるとともに、経営全般及び管理・運営業務に精通しており、当社の企業価値向上に資すると判断しましたので、引き続き取締役候補者いたしました。

(注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はございません。

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、当社の子会社の取締役及び監査役、当社及び当社の子会社の執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を填補するもので、保険料は全額当社が負担しており、1年ごとの契約更新としております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

令和3年9月14日に監査等委員である取締役田中浩子氏が逝去されました。つきましては、監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたく存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名	現在の地位及び重要な兼職の状況	監査等委員会出席状況	取締役会出席状況
川井 一 男  <small>独立役員 社 外</small>	川井一男 公認会計士・税理士事務所代表	—	—



かわい かず お
川井 一 男

(昭和33年2月14日生)

- 社外取締役候補者
- 独立役員候補者

所有する当社株式数
0株

新任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

昭和57年11月 監査法人朝日会計社大阪事務所
(現 有限責任あずさ監査法人) 入所
平成12年 5月 同所社員就任
平成19年 5月 同所代表社員就任
令和 2年 6月 同所退職
令和 2年 7月 川井一男 公認会計士・税理士事務所代表 (現任)
(重要な兼職の状況)
川井一男 公認会計士・税理士事務所代表

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

同氏は、公認会計士として監査法人で長年企業会計に携わっており、また、企業の監査と会計に関する専門的な知識、豊富な経験と高い見識を有しております。これらを当社経営に反映していただくことに加え、独立の立場から当社の経営を監視・監督すること、当社監査体制の一層の強化を図るための有用な助言や提言を期待しております。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はございません。
2. 川井一男氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
3. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との責任限定契約について当社は川井一男氏が監査等委員である取締役に選任された場合、期待される役割を十分に発揮できるように会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、保険会社との間で、当社の取締役(監査等委員である取締役を含む)、当社の子会社の取締役及び監査役、当社及び当社の子会社の執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を填補するもので、保険料は全額当社が負担しており、1年ごとの契約更新としております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

【ご参考】第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認されますと、取締役会メンバーのスキル・マトリックスは以下のとおりになります。

氏名	地位	独立性	企業経営	マーケティング 業界知見	店舗開発	IT	ESG	法務 人事労務	財務 会計	国際経験
重里 政彦	代表取締役 執行役員社長	—	●	●						●
重里 欣孝	取締役会長	—	●	●						
田中 正裕	取締役 執行役員	—						●	●	●
西河 忠久	取締役 (常勤監査等委員)	—			●	●	●			
渡辺 正夫	社外取締役 (監査等委員)	◎	●	●						●
宮本 圭子	社外取締役 (監査等委員)	◎					●	●		
川井 一男	社外取締役 (監査等委員)	◎					●		●	

※各人の有するスキル等のうち、主なもの最大3つに●印をつけております。

事業報告 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

		令和3年3月期			令和4年3月期		
		実績	対前年同期増減額	対前年同期増減率	実績	対前年同期増減額	対前年同期増減率
売上高	(百万円)	43,707	△935	△2.1%	42,885	△822	△1.9%
営業利益	(百万円)	△3,802	△3,989	—	△4,635	△832	—
経常利益	(百万円)	△2,067	△2,314	—	2,669	4,736	—
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	△4,067	△1,580	—	1,574	5,642	—

当連結会計年度における連結業績は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響による度重なる営業時間の短縮や、不要不急の外出自粛、変異株の出現による消費マインドの低下等により、来店客数の減少が継続したため、売上高、営業利益とも前年実績を下回りました。一方で経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金等7,264百万円を営業外収益に計上したことにより、前年実績に対し改善し黒字転換いたしました。

このような環境の下、当社グループは、フィロソフィー（企業哲学）である「私たちは、食を通じて社会に貢献します。」を実現すべく、従業員、お客様の安全を確保しながら、「コロナ影響からの早期回復と既存事業の収益力強化」を基本方針とする新中期経営計画の達成に向けて、テイクアウトやデリバリー需要の増加に対応した各種施策や、運営コストの削減を継続して実施いたしました。また、コロナ禍による生活様式の変化に対応するため、宅配寿司専門業態「宅配にぎり長次郎」を併設した「にぎり長次郎」の新規出店や、中食事業の新業態1号店となる「サトマルシェ河内小阪店」をオープンした他、インバウンド需要の低下により売上高が減少していた「めしや宮本むなし」業態の「炭火焼干物定食しんぱち食堂」への業態転換や、株式会社家族亭においては、サービスエリア事業に注力するため「高速道路事業部」を立ち上げ、今期新たに4カ所、合計で全国5カ所のサービスエリアの運営を開始する等、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた各種施策に注力いたしました。

「和食さと」業態の営業施策としましては、コロナ禍からの収益力改善に向けた取組みとして、主に若年層の新規顧客獲得を図るため、「和食さと初代アンバサダー」として渋谷凧咲さんを迎え、TVCMやWEB広告、折込チラシ等、様々な媒体でのプロモーションを開始いたしました。また、イートイン売上高の回復施策として、産地や旬の食材にこだわった「北海道フェア」「早春フェア」等の期間限定フェアを実施した他、引き続きテイクアウト、デリバリー需要の増加に対応するため、期間限定でテイクアウト天丼の半額販売を実施する等、顧客ニーズに合わせた強化施策を実施いたしました。

「天丼・天ぷら本舗 さん天」業態におきましては、来店頻度の向上を目指した取組みとして、LINEを活用したキャンペーンや、「新春感謝祭」「さん天の日！お客様感謝祭」を実施した他、わかさぎや桜海老といった旬の食材を取り入れた商品や、肉みそや豚肉を使った若者向け商品を販売いたしました。また、新規顧客獲得を目的として人気お笑いタレントを起用したTVCMを放映いたしました。

「にぎり長次郎」業態におきましては、テイクアウト、デリバリー需要の増加に対応するため、にぎり長次郎のブランド力を宅配業態にも活かすことを目的とし、姉妹店である宅配寿司専門店「にぎり忠次郎」の一部店舗の屋号を「宅配にぎり長次郎」へ変更した他、新年の祝いに合わせた「祝い寿司重」や、節分には数の子や穴子等の魚介類をふんだんに使用した「福寿巻」を販売する等、お持ち帰り商品の販売促進策を継続して行い、テイクアウト、デリバリー売上高の獲得に注力いたしました。また、「長次郎20周年アニバーサリー」として、活けの「車海老」や肉厚な「ほたて」を使用した寿司や、デザートでは「春の創作どら焼き」等を販売し、イートイ

ン売上高の回復にも注力いたしました。

「家族亭」「得得」業態におきましては、新規顧客獲得に向けた取組みとして、期間限定のキャンペーンを継続して実施するとともに、新たな顧客層の固定化と来店頻度の向上を目的として、LINE公式アカウントの登録者数獲得に引き続き注力いたしました。その他の取組みとして、「家族亭」業態におきましては、冬の味覚「牡蠣」を使用した「牡蠣入り鍋焼きうどん」を期間限定で販売した他、新潟県の食材を使用した産地フェア「越後新潟雪どけの恵み」を実施いたしました。また、テイクアウト強化策として、ボリューム感がある「海老天丼と山菜うどんのダブル弁当」を販売する等、テイクアウト需要の増加に対応いたしました。「得得」業態におきましては、冬の定番「鍋焼きうどん」や「蟹」を使用した「かにの玉子とじあんかけうどん」を中心とした冬季限定メニューの販売を実施いたしました。また、期間限定「生活応援テイクアウトフェア」として「かつ丼」と「かつ丼とうどんのダブル弁当」をお得な価格で販売し、テイクアウト売上高の獲得に注力いたしました。

「めしや宮本むなし」業態におきましては、新規顧客獲得に向けた取組みとして、「牛すき鍋定食」、「しっかり辛い味噌チゲ定食」等を期間限定で販売いたしました。また、来店頻度の向上を目指し、LINEを活用した情報発信や、会員限定割引クーポンの配布等の集客プロモーションに注力した他、テイクアウト、デリバリーキャンペーン等を継続して実施いたしました。

「かつや」業態におきましては、新規顧客獲得に向けた取組みとして、「デミチキンカツフェア」や、「ロースカツと豚スタミナ焼肉フェア」の期間限定商品の販売や、「ロースカツ&ヒレカツ祭り」を実施し、人気の定番商品4品を店内・テイクアウトともお得な価格で販売いたしました。

なお、当社グループは外食事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの経営成績に関する記載を省略しております。

業 態 名	前連結会計年度末	出店実績	閉店実績	当連結会計年度末	当連結会計年度 出店計画
和食さと	206 (－)	2 (－)	1 (－)	207 (－)	3
家族亭	68 (8)	1 (－)	2 (－)	67 (8)	－
にぎり長次郎	65 (－)	2 (－)	1 (－)	66 (－)	3
得得・とくとく	68 (55)	－ (－)	5 (5)	63 (50)	1
天丼・天ぶら本舗さん天	44 (1)	－ (－)	－ (－)	44 (1)	1
かつや	39 (14)	2 (－)	－ (－)	41 (14)	3
めしや宮本むなし	41 (2)	－ (－)	3 (－)	38 (2)	－
宅配寿司	10 (4)	1 (－)	－ (－)	11 (4)	－
ひまわり・茶房ひまわり	9 (－)	－ (－)	－ (－)	9 (－)	－
からやま	4 (－)	2 (－)	－ (－)	6 (－)	3
M&S FC事業	19 (－)	2 (－)	1 (－)	20 (－)	－
その他	16 (－)	5 (－)	3 (－)	18 (－)	4
国内合計	589 (84)	17 (－)	16 (5)	590 (79)	18
海外店舗	20 (13)	3 (3)	2 (－)	21 (16)	9
国内外合計	609 (97)	20 (3)	18 (5)	611 (95)	27

(注) 1. 国内の()内は、うちFC・のれん分け店舗数、海外の()内は、うちFC・合併事業店舗数。

2. 「家族亭」業態には「花巻庵」「三宝庵」「家族庵」「蕎町」「蕎菜」業態を、「にぎり長次郎」業態には「CHOJIRO」業態を含んでおります。

3. 「M&S FC事業」はM&Sフードサービス株式会社が運営する「ポポラマーマ」「ミスタードーナツ」「ドトールコーヒー」「大釜屋」「しんぱち食堂」業態の合計店舗数です。

4. 出店実績、閉店実績には、業態転換3店舗を含んでおります。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は差入保証金等を含めて2,865百万円であり、主なものは次のとおりであります。

- | | | |
|-------------------------------|------------|------|
| (1) 当連結会計年度中に完成した主要設備 | | |
| 新規店舗 | 和食さと業態 | 2店舗 |
| | にぎり長次郎業態 | 2店舗 |
| | かつや業態 | 2店舗 |
| | からやま業態 | 2店舗 |
| | 宅配寿司業態 | 1店舗 |
| | 家族亭業態 | 1店舗 |
| | M&S FC事業 | 2店舗 |
| | その他 | 5店舗 |
| 改装店舗 | 和食さと業態 | 23店舗 |
| | にぎり長次郎業態 | 19店舗 |
| | 家族亭業態 | 9店舗 |
| | 得得業態 | 1店舗 |
| | めしや宮本むなし業態 | 3店舗 |
| | その他 | 1店舗 |
| (2) 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充 | | |
| 新規店舗 | 宅配寿司業態 | 1店舗 |
| | M&S FC事業 | 4店舗 |

3. 資金調達の状況

- 当連結会計年度の設備投資は自己資金により実施いたしました。また、営業活動によるキャッシュ・フローを原資として、既存の有利子負債を1,592百万円減少させました。
- 当連結会計年度におきましては、新株予約権3,713,400株を交付し、2,746百万円の資金調達を行いました。

4. 重要な企業再編等の状況

当社子会社の株式会社宮本むなしと株式会社サンローリーは、令和3年4月1日付けで、株式会社宮本むなしを存続会社とする吸収合併を行い、社名をM&Sフードサービス株式会社に変更いたしました。

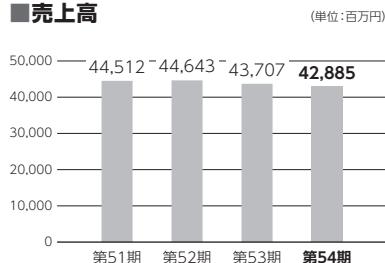
5. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

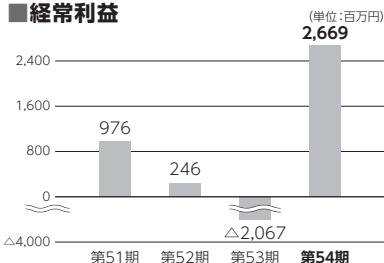
区分	第51期	第52期	第53期	第54期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	44,512	44,643	43,707	42,885
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	976	246	△2,067	2,669
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	282	△2,486	△4,067	1,574
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	8.51	△74.37	△116.47	41.57
総資産 (百万円)	29,274	33,141	31,002	35,492
純資産 (百万円)	14,277	12,802	9,990	14,390
1株当たり純資産額 (円)	425.83	365.01	271.32	354.87

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数によって算出し、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数によって算出しております。なお、期中平均発行済株式総数、期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を控除して算出しております。
2. 第53期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第52期の数値については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

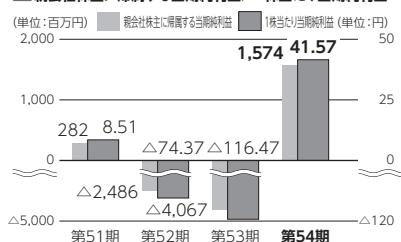
■売上高



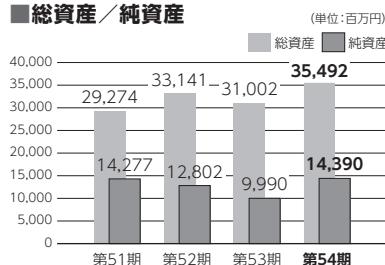
■経常利益



■親会社株主に帰属する当期純利益/1株当たり当期純利益



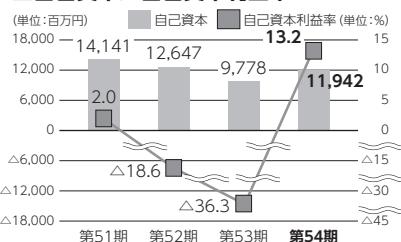
■総資産/純資産



■有利子負債/有利子負債依存度



■自己資本/自己資本利益率



(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分		第51期	第52期	第53期	第54期 (当事業年度)
売上高	(百万円)	18,193	18,436	16,534	16,282
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	637	816	△331	732
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	186	△2,244	△2,591	528
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	(円)	5.61	△67.11	△74.20	13.95
総資産	(百万円)	25,416	29,063	28,751	32,053
純資産	(百万円)	13,799	12,549	11,168	14,478
1株当たり純資産額	(円)	415.55	362.18	309.54	364.11

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数によって算出し、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数によって算出しております。なお、期中平均発行済株式総数、期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を控除して算出しております。

6. 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、依然として新型コロナウイルス感染症の収束時期が不透明なことに加えて、ロシアによるウクライナ侵攻や、円安の影響による食材やエネルギーコストの上昇により、極めて厳しい環境が続くものと思われまます。

当社グループにおきましては、令和4年3月期よりスタートした新中期経営計画の達成に向けて、新型コロナウイルス感染症の影響からの早期回復と、ウィズコロナ、アフターコロナを踏まえた既存事業の収益力強化に向けた諸施策に取り組んでまいります。

次期の連結業績につきましては、さらなる感染拡大による営業時間の短縮が発生しない想定で、現時点で入手可能な情報と直近の状況を勘案し、売上高58,000百万円、営業利益1,200百万円、経常利益1,100百万円、親会社株主に帰属する当期純利益900百万円を計画しております。

財務施策につきましては、令和2年11月27日に発行した新株予約権の行使に伴い、令和4年3月期において2,746百万円の資本調達をしており、令和4年3月末現在において、連結で12,834百万円の現金及び現金同等物を保有しております。さらにコミットメントライン契約の締結により2,981百万円の融資枠を設定しており、流動性を十分に確保するよう対処しております。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 子会社の状況

名 称	資本金 (千円)	当社の出資比率	主要な事業内容
サトフードサービス株式会社	1,000	100%	飲食店の経営
株式会社フーズネット	50,000	100%	飲食店の経営
株式会社家族亭	10,000	100%	飲食店の経営
M&Sフードサービス株式会社	1,000	100%	飲食店の経営
サト・アークランドフードサービス株式会社	50,000	51%	飲食店の経営
台湾上都餐飲股份有限公司	357,326	100%	飲食店の経営

- (注) 1. 当社は平成26年10月1日付けで、当社の子会社である株式会社フーズネットと商品売買基本契約及び新規物件の開発業務に関連する業務委託契約を締結しております。
2. 当社は平成28年9月1日付けで、当社の子会社である株式会社宮本むなし（現 M&Sフードサービス株式会社）と財務・人事・総務業務に関連する業務委託契約を締結しております。
3. 当社は平成29年10月1日付けで、当社の子会社であるサトフードサービス株式会社と商品売買基本契約、財務・人事・総務業務及び新規物件の開発業務に関連する業務委託契約を締結しております。
4. 当社は平成29年10月1日付けで、当社の子会社であるサトフードサービス株式会社、株式会社フーズネット、株式会社宮本むなし（現 M&Sフードサービス株式会社）と経営指導に関連する業務委託契約を締結しております。
5. 当社は平成31年2月25日付けで、当社の子会社であるサト・アークランドフードサービス株式会社と貸付金の最終返済日を令和6年2月29日とする金銭消費貸借契約を締結しております。
6. 当社は令和2年2月1日付けで、当社の子会社である株式会社家族亭と貸付金の最終返済日を令和12年1月31日とする金銭消費貸借契約を締結しております。
7. 当事業年度末日において、会社法施行規則第118条第4号に定める特定完全子会社はありません。

8. 主要な事業内容 (令和4年3月31日現在)

当社グループは、飲食店の経営及び食料品の販売を主な事業としております。

9. 主要な営業所 (令和4年3月31日現在)

(1) 当社の主要な営業所

名 称	所 在 地
本 社	大阪市中央区安土町二丁目3番13号大阪国際ビルディング30階
物 流 事 務 所	茨木市丑寅一丁目1番88号国分関西総合センター3階
店 舗	1店舗 (大阪 計1府)

(2) 主要な子会社の営業所

子会社の名称 : サトフードサービス株式会社

名 称	所 在 地
本 社	大阪市中央区安土町二丁目3番13号大阪国際ビルディング30階
店 舗	253店舗 (大阪、兵庫、京都、奈良、滋賀、和歌山、三重、愛知、静岡、岐阜、東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、徳島 計16都府県) ※FC加盟店 1店舗を含む

子会社の名称 : 株式会社フーズネット

名 称	所 在 地
本 社	大阪市中央区安土町二丁目3番13号大阪国際ビルディング30階
店 舗	77店舗 (大阪、兵庫、京都、奈良、滋賀、和歌山、三重、愛知、東京、埼玉 計10都府県) ※FC加盟店 4店舗を含む

子会社の名称 : 株式会社家族亭

名 称	所 在 地
本 社	大阪市中央区安土町二丁目3番13号大阪国際ビルディング30階
店 舗	141店舗 (北海道、岩手、福島、埼玉、千葉、茨城、東京、神奈川、福井、新潟、長野、静岡、愛知、三重、大阪、兵庫、京都、奈良、滋賀、広島、徳島、愛媛、高知 計23都道府県) ※FC加盟店 58店舗を含む

子会社の名称 : M&Sフードサービス株式会社

名 称	所 在 地
本 社	大阪市中央区安土町二丁目3番13号大阪国際ビルディング30階
店 舗	71店舗 (大阪、兵庫、京都、奈良、滋賀、和歌山、岡山、愛知 計8府県) ※FC加盟店 2店舗を含む

子会社の名称 : サト・アークランドフードサービス株式会社

名 称	所 在 地
本 社	大阪市中央区安土町二丁目3番13号大阪国際ビルディング30階
店 舗	47店舗 (大阪、兵庫、京都、奈良、滋賀、和歌山 計6府県) ※FC加盟店 14店舗を含む

子会社の名称：台湾上都餐飲股份有限公司

名 称	所 在 地
本 社	台湾台北市中山區中山北路二段45巷23號4樓之3
店 舗	5店舗（新北、桃園、台中、台北、苗栗縣苗栗 計5市）

10. 使用人の状況（令和4年3月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数 1,402名（前連結会計年度末比36名減）
 平均年齢 42.7歳
 平均勤続年数 12.0年

（注）上記の他に、当連結会計年度末日現在13,187名のパートタイマーがおります。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数 71名（前事業年度末比2名増）
 平均年齢 47.9歳
 平均勤続年数 16.4年

（注）上記の他に、当事業年度末日現在21名のパートタイマーがおります。

11. 主要な借入先及び借入額（令和4年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額（百万円）
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,301.0
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	792.6
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	756.6
株 式 会 社 り そ な 銀 行	577.7
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	440.9

12. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分の基本的な考え方は、業績に応じて決定することが原則であります。一定の配当性向を保つという考え方を採らず、極力安定的な配当を維持する方針であります。また、内部留保金につきましては、新店投資、既存店改装投資等に充当させていただき、企業体質の強化に努めてまいります。

なお、当社は、平成23年6月29日開催の第43期定時株主総会決議により、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は、令和4年5月13日の取締役会にて、1株当たり5円と決議いたしました。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 100,000,000株
2. 発行済株式の総数 39,872,284株（自己株式343株を含む。）
 (注) 新株予約権の行使による新株発行により、発行済株式の総数は3,713,400株増加しております。
3. 当事業年度末の株主数 27,128名（前事業年度末比3,464名増）
4. 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社	2,557,404	6.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,453,500	6.2
重里 欣 孝	2,000,042	5.0
株式会社三菱UFJ銀行	1,199,750	3.0
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	869,200	2.2
重里 百合子	769,708	1.9
麒麟麦酒株式会社	600,000	1.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	360,300	0.9
アサヒビール株式会社	300,000	0.8
SRSホールディングス従業員持株会	234,860	0.6

(注) 当社は、自己株式343株を保有しており、持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

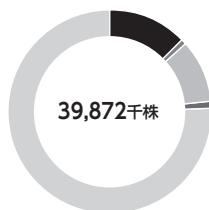
5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(参考) 所有者別株式の概況



■ 金融機関	5,104千株	(12.8%)	12名
■ 証券会社	192千株	(0.5%)	20名
■ その他国内法人(含:自己株式)	4,036千株	(10.1%)	207名
■ 外国法人等	296千株	(0.7%)	37名
■ 個人その他	30,244千株	(75.9%)	26,852名

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等 (令和4年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員	重 里 政 彦	サトフードサービス株式会社代表取締役執行役員社長
取締役会長	重 里 欣 孝	
取締役 執行役員	田 中 正 裕	管理本部長
取締役 (常勤監査等委員)	西 河 忠 久	
取締役 (監査等委員)	渡 辺 正 夫	
取締役 (監査等委員)	宮 本 圭 子	弁護士法人第一法律事務所 社員弁護士

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 渡辺正夫及び宮本圭子の2氏は、それぞれ会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
当社は、取締役(監査等委員) 渡辺正夫及び宮本圭子の2氏をそれぞれ株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、取締役(監査等委員) 西河忠久氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 責任限定契約の内容の概要
当社と各取締役(監査等委員)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、当社の取締役(監査等委員である取締役を含む)、当社の子会社の取締役及び監査役、当社及び当社の子会社の執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社と締結しております。当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を填補するものであり、保険料は全額当社が負担しており、1年ごとの契約更新としております。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①令和3年6月25日開催の第53期定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員) 佐藤治正氏は任期満了により退任いたしました。
- ②令和3年6月25日開催の第53期定時株主総会において、西河忠久及び田中浩子の2氏は、それぞれ新たに取締役(監査等委員)に選任され、就任いたしました。
- ③令和3年9月14日に取締役(監査等委員) 田中浩子氏は逝去により退任いたしました。
なお、退任時の重要な兼職は、立命館大学食マネジメント学部副学部長、フクシマガリレイ株式会社社外取締役及び株式会社平和堂社外取締役を兼務しておりました。

2. 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

①役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

ア 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、平成29年6月29日開催の第49期定時株主総会で承認された報酬総額、年額2億円以内（当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名）の範囲で決定しております。

【報酬の構成】

・取締役基礎報酬

委任に対する基本的な対価として、内規等に基づき決定されるものであります。

・業務執行等報酬

業務遂行の重責度と業績評価に基づき決定される職責報酬、同じく重責度に担当業務の影響度を業績指数として算定する全社業績報酬、及び前年度業績に応じて支給の有無が決められる業績賞与から構成されるものであります。

当社は業績執行等報酬の一部を、別途定める株式給付規程に基づき業績連動型株式報酬としております。業績連動型株式報酬制度は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、株式給付規程に基づき、株式又は株式時価相当額の現金報酬を支給するものです。その指標は、各取締役の活動の全社業績に対する実質的影響等を反映させるため、中期経営計画、全社業績（財務数値）及び各役員の重責度等としております。なお、業績連動型株式報酬制度については、令和元年5月16日開催の取締役会において導入を決議し、令和元年6月27日開催の第51期定時株主総会にてその承認決議を得ております（当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は当社3名、グループ会社6名）。

【業績評価及び業績指数に関する事項】

業績評価及び業績指標に関しては、毎年期初において、各役員の成果責任に対応する目標を設定し、その達成度を評価するものとしております。かかる評価は、独立社外取締役と代表取締役社長で構成される任意の指名・報酬委員会（以下「指名・報酬委員会」という。）の諮問を受け、中期経営方針・戦略、年度計画及び組織戦略から設定される成果責任を役員毎に評価するもので、当事業年度については、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により売上高、営業利益については未達となりましたが、国や地方自治体からの営業時間短縮要請や感染症拡大防止に関する各種ガイドラインを遵守し、感染拡大防止協力金等を営業外収益に計上することになったため、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は計画を上回る結果となりました。

【報酬額の決定】

報酬額については、取締役基礎報酬及び業務執行等報酬から、業績賞与及び業績連動型株式報酬額を控除した金額につき、任期（1年）を12等分した額を月額報酬として算定の上、支給を行っております。業績賞与については、当社が重点を置くべき項目（売上・利益等の定量的要素に加え、経営基盤強化等の定性的要素）を指標とし、総合的な考慮をもとに支給の有無及び金額を決定し、これを支給する場合には、翌事業年度の6月に支給を行っております。

各取締役の報酬額の決定については、取締役会の決議により、決定権限を代表取締役社長重里政彦に

一任しており、当事業年度においても同人による最終判断により報酬額を決定いたしました。当該権限を一任した理由は、当社では、業務執行の最高責任者を社長に一元化する体制をとっており、各取締役の評価を最終的に決定するにあたっては、代表取締役社長の任にある同人が最も適切であると考えたからであります。具体的決定にあたっては、「取締役・執行役員報酬ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、代表取締役社長が限度額の範囲内で原案を作成し、指名・報酬委員会がガイドラインに沿って審議を行うこととしております。かかる手続きを設けることにより、代表取締役社長の報酬決定権限が適切に行使されるよう措置を講じており、当事業年度の報酬額決定においても同様の手続きを経ていることから、取締役会は手続きの適正につき審議の上、各取締役の報酬の決定方法及び内容がガイドラインに沿うものであると判断しております。

なお、ガイドラインは、指名・報酬委員会が協議により定めた役員報酬決定方針であり、役員の報酬体系、報酬の内容、業績連動型報酬の算定方法等を内容とするものであります。

イ 監査等委員である取締役の報酬等について

監査等委員である取締役の報酬は、平成29年6月29日開催の第49期定時株主総会で承認された報酬総額、年額5千万円以内（当該決議に係る取締役（監査等委員）の員数は4名）の範囲内で決定しております。同報酬の額については、監査等委員の独立性確保の観点から、業績との連動は行わず固定報酬とし、常勤及び非常勤等の業務内容を勘案のうえ、監査等委員会が決定しております。

②役員報酬等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬		
			金銭報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち、社外取締役）	67,353 (—)	24,000 (—)	37,353 (—)	6,000 (—)	3 (0)
取締役（監査等委員） （うち、社外取締役）	20,700 (15,300)	20,700 (15,300)	— (—)	— (—)	5 (4)
合計 （うち、社外取締役）	88,053 (15,300)	44,700 (15,300)	37,353 (—)	6,000 (—)	8 (4)

- (注) 1. 非金銭報酬は当社の株式であり、記載の金額は役員株式給付引当金繰入額であります。
2. 当事業年度末の取締役（監査等委員を除く。）の員数は3名、取締役（監査等委員）の員数は3名であります。上記の員数と相違しておりますのは、令和3年6月25日開催の第53期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役（監査等委員）1名及び令和3年9月14日に逝去により退任した社外取締役（監査等委員）1名を含んでいるためであります。
3. 当社は、役員退職慰労金の算定に際して、平成14年7月以降の在任年数の加算を打ち切っております。当事業年度末時点において、平成14年6月までの過年度分27,753千円を役員退職慰労引当金として計上しております。その内訳は、取締役（監査等委員を除く。）1名27,753千円であります。

3. 社外役員に関する事項

- (1) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ①取締役（監査等委員）宮本圭子氏は、弁護士法人第一法律事務所 社員弁護士であります。当社と同事務所との間には、特別の関係はありません。
- ②令和3年9月14日に逝去により退任いたしました取締役（監査等委員）田中浩子氏は立命館大学食マネジメント学部副学部長、フクシマガリレイ株式会社社外取締役及び株式会社平和堂社外取締役を兼務しておりました。当社と同氏の各兼職先との間には、特別の関係はありません。
- (2) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (3) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
- ①取締役（監査等委員）渡辺正夫
当事業年度に開催された取締役会13回すべて、監査等委員会13回すべてに出席し、主に長年にわたるグローバル企業における国内外での企業経営の経験から発言を行っております。
- ②取締役（監査等委員）宮本圭子
当事業年度に開催された取締役会13回すべて、監査等委員会13回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
- ③取締役（監査等委員）田中浩子
当事業年度において、令和3年6月25日就任以降、令和3年9月14日に逝去により退任するまでに開催された取締役会3回のうち2回に出席、監査等委員会3回のうち2回に出席し、主に食科学やマーケティングに関する専門的見地から発言を行っておりました。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	46,000 (千円)
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46,000 (千円)

- (注) 1. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬が合理的かつ妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、在外会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、監査等委員会が別に定めた「会計監査人の評価・選定に係る基準」に基づいて評価した会計監査人の会社法上の適格性、独立性、専門性、品質管理・監査の実施体制、監査の有効性と効率性、監査報酬の妥当性等を考慮の上、その他会計監査人の職務の執行状況等を総合的に判断し、会計監査人の変更が妥当であると判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	17,865,346	流動負債	8,576,292
現金及び預金	12,834,637	買掛金	1,659,167
売掛金	1,724,620	1年内償還予定の社債	935,000
商品	63,026	1年内返済予定の長期借入金	913,044
原材料及び貯蔵品	807,469	リース債務	201,579
1年内回収予定の長期貸付金	72,785	未払金	2,499,651
未収入金	1,855,168	未払法人税等	742,630
その他	509,822	賞与引当金	495,114
貸倒引当金	△2,184	その他	1,130,103
固定資産	17,468,535	固定負債	12,526,094
有形固定資産	9,080,968	社債	5,100,000
建物及び構築物	3,637,120	長期借入金	4,010,856
機械装置及び運搬具	153,457	リース債務	1,492,253
土地	3,099,407	再評価に係る繰延税金負債	82,947
リース資産	894,394	役員退職慰労引当金	27,753
建設仮勘定	31,815	役員株式給付引当金	19,420
その他	1,264,772	退職給付に係る負債	211,402
無形固定資産	1,235,667	資産除去債務	1,243,340
のれん	576,917	その他	338,121
その他	658,749	負債合計	21,102,386
投資その他の資産	7,151,899	純資産の部	
投資有価証券	621,780	株主資本	14,791,028
長期貸付金	757,208	資本金	10,454,085
差入保証金	4,322,291	資本剰余金	4,311,642
繰延税金資産	1,148,442	利益剰余金	145,310
その他	307,099	自己株式	△120,009
貸倒引当金	△4,923	その他の包括利益累計額	△683,728
繰延資産	158,910	その他有価証券評価差額金	213,260
資産合計	35,492,792	繰延ヘッジ損益	49,524
		土地再評価差額金	△962,306
		為替換算調整勘定	15,793
		新株予約権	3,914
		非支配株主持分	279,191
		純資産合計	14,390,406
		負債純資産合計	35,492,792

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨て表示しております。

連結損益計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

科目		金額
I	売上高	42,885,172
II	売上原価	15,163,164
	売上総利益	27,722,007
III	販売費及び一般管理費	32,357,574
	営業損失	△4,635,567
IV	営業外収益	
	受取利息	9,278
	受取配当金	18,970
	受取家賃	64,875
	為替差益	18,472
	助成金収入	7,264,316
	雇用調整助成金	46,704
	雑収入	148,655
		7,571,272
V	営業外費用	
	支払利息	128,652
	不動産賃貸費用	45,411
	雑損失	92,145
		266,209
	経常利益	2,669,495
VI	特別利益	
	固定資産売却益	1,694
	受取補償金	22,573
		24,267
VII	特別損失	
	固定資産除却損	22,293
	投資有価証券評価損	5,453
	減損損失	471,355
	店舗閉鎖損失	1,563
	新型コロナウイルス感染症による損失	4,909
		505,575
	税金等調整前当期純利益	2,188,188
	法人税、住民税及び事業税	915,684
	法人税等調整額	△384,274
		531,410
	当期純利益	1,656,778
	非支配株主に帰属する当期純利益	82,157
	親会社株主に帰属する当期純利益	1,574,620

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨て表示しております。

貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	17,706,270	流動負債	6,670,174
現金及び預金	11,965,811	買掛金	1,147,723
売掛金	1,970,425	短期借入金	1,674,732
商品	388	1年内償還予定の社債	935,000
原材料及び貯蔵品	402,768	1年内返済予定の長期借入金	911,446
短期貸付金	1,595,446	リース債務	156,935
1年内回収予定の長期貸付金	285,836	未払金	1,452,422
前払費用	43,937	未払費用	8,562
その他	1,441,656	未払法人税等	71,737
		預り金	5,466
		賞与引当金	37,500
		設備関係未払金	247,962
		その他	20,685
固定資産	14,188,288	固定負債	10,904,781
有形固定資産	5,641,962	社債	5,100,000
建物	1,354,406	長期借入金	3,993,956
構築物	168,866	リース債務	1,096,268
機械及び装置	59,885	再評価に係る繰延税金負債	82,947
工具、器具及び備品	661,343	役員退職慰労引当金	27,753
土地	2,832,185	役員株式給付引当金	12,510
リース資産	558,966	資産除去債務	403,502
建設仮勘定	6,308	その他	187,843
無形固定資産	354,791	負債合計	17,574,955
商標権	2,072		
ソフトウェア	213,083		
リース資産	109,331		
その他	30,305		
投資その他の資産	8,191,534		
投資有価証券	571,780		
関係会社株式	3,559,785		
出資金	12		
長期貸付金	1,903,157		
長期前払費用	60,566		
差入保証金	2,282,576		
繰延税金資産	643,300		
その他	75,354		
貸倒引当金	△905,000		
繰延資産	158,910		
資産合計	32,053,469		
		純資産の部	
		株主資本	15,174,120
		資本金	10,454,085
		資本剰余金	4,311,642
		資本準備金	3,349,040
		その他資本剰余金	962,601
		利益剰余金	528,401
		その他利益剰余金	528,401
		固定資産圧縮積立金	382,375
		繰越利益剰余金	146,026
		自己株式	△120,009
		評価・換算差額等	△699,521
		その他有価証券評価差額金	213,260
		繰延ヘッジ損益	49,524
		土地再評価差額金	△962,306
		新株予約権	3,914
		純資産合計	14,478,513
		負債純資産合計	32,053,469

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨て表示しております。

損益計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

科目		金額
I	売上高	16,282,692
II	売上原価	13,939,071
	売上総利益	2,343,621
III	販売費及び一般管理費	1,523,404
	営業利益	820,217
IV	営業外収益	
	受取利息	30,527
	受取配当金	18,970
	為替差益	18,447
	受取保険金	29,137
	雑収入	2,003
		99,087
V	営業外費用	
	支払利息	111,967
	社債発行費償却	25,245
	雑損失	49,491
		186,703
	経常利益	732,600
VI	特別損失	
	固定資産除却損	8,735
	投資有価証券評価損	5,453
	減損損失	289,692
	関係会社株式評価損	44,182
		348,064
	税引前当期純利益	384,536
	法人税、住民税及び事業税	96,504
	法人税等調整額	△240,370
		△143,865
	当期純利益	528,401

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨て表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

令和4年5月12日

SRSホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒川 智哉
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東浦 隆晴

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SRSホールディングス株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SRSホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適

正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

令和4年5月12日

SRSホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒川 智哉
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東浦 隆晴

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SRSホールディングス株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正

に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行について監査しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、これに基づく各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月13日

SRSホールディングス株式会社 監査等委員会

常務監査等委員 西河 忠久 ㊟

監査等委員 渡辺 正夫 ㊟

監査等委員 宮本 圭子 ㊟

(注) 監査等委員渡辺正夫及び宮本圭子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

第54期 定時株主総会会場 ご案内図

クレオ大阪中央

大阪市立男女共同参画センター 中央館

〒543-0002 大阪市天王寺区^{うえしお}上汐5丁目6番25

電話 06-6770-7200 FAX 06-6770-7705



クレオ大阪中央 ……↑

会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。

交通の
ご案内



■大阪メトロ谷町線「四天王寺前夕陽ヶ丘」、
①・②号出口から徒歩約3分

当日は駐車場のご用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

※②号出口から出られた場合は、反対側の①号出口までお回りいただきますよう、お願いいたします。

